

件名	第2回荒川区バリアフリー基本構想策定協議会 議事録		
日時	平成22年1月29日(金) 14:00~15:30	場所	サンパール荒川5階 第7集会室
出席者			
<p><委員> 日本大学理工学部社会交通工学科 教授 藤井 (会長) 首都大学東京健康福祉学部作業療法学科 准教授 橋本 (副会長) 荒川区手をつなぐ親の会 会長 高村 荒川区聴覚障害者協会 会長 星野 荒川区視力障害者福祉協会 会長 高橋 荒川区高齢者クラブ連合会 理事長代行 藤田 中途視覚障害者の会・まごころ作業所 代表 長島 荒川やさしい街づくりの会 代表 後藤 あふネット 代表 川口 荒川区商店街連合会副会長 利根川 国土交通省関東運輸局交通環境部消費者行政・情報課長 代理 東京都都市整備局都市基盤部交通企画課長 代理 荒川区総務企画部長 北川 荒川区福祉部長 和気 荒川区都市整備部長 倉門 荒川区土木部長 緒方 東日本旅客鉄道(株)東京支社企画室企画調整課長 代理 京成電鉄(株)鉄道本部計画管理部付課長 北田 東京都交通局建設工務部計画改良課長 代理 東京地下鉄(株)鉄道本部鉄道統括部次長 米</p>		<p>首都圏新都市鉄道(株)技術部施設副課長 星野 東京都交通局自動車部事業改善担当副参事 新山 京成バス(株)営業部乗合営業課長 会沢 国土交通省東京国道事務所交通対策課長 代理 東京都建設局第六建設事務所補修課長 代理 東京都建設局東部公園緑地事務所管理課長 長島 台東区都市づくり部地区整備課長 代理 荒川区土木部管理計画課長 裸野 荒川区土木部道路課長 伊藤 荒川区土木部公園緑地課長 川原 荒川警察署交通課長 小原 南千住警察署交通課長 寒河江 尾久警察署交通課長 盛岡 以上33名</p> <p><事務局> 荒川区都市整備部都市計画課長 菊池 荒川区都市整備部副参事 中山 荒川区都市整備部都市計画課施設設計画担当係長 田中 都市整備部都市計画課施設設計画担当 長野 都市整備部都市計画課施設設計画担当 中野 八千代エンジニアリング(株)</p>	
議事	<p>1. 開 会</p> <p>2. 議 事</p> <p>(1) 荒川区バリアフリー基本構想素案について</p> <p>(2) その他</p>		
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 荒川区バリアフリー基本構想素案 ・資料2 荒川区バリアフリー基本構想素案資料編 ・資料3 第1回策定協議会議事内容 		

【議事内容】

1. 開会

- ・事務局より開会挨拶
- ・事務局より資料確認
- ・会長より第1回策定協議会議事内容の確認

2. 議事

(1) 荒川区バリアフリー基本構想素案について

- ・第1回策定協議会での質問について事務局より回答

<事務局>

- ・別紙の通り、鉄道乗車時のベビーカーの扱いについては基本的にはマナーを守れば折りたたみで行う必要はない。
- ・事務局より資料1の説明
- ・質疑応答

<委員>

- ・基本理念については、言いたいことは理解できるが、「バリアフリー」「移動の自由」についての表現が曖昧になってしまい焦点がぼけてしまっているように感じる。かといってどういう表現が適切かは難しく感じる。
- ・「心のバリアフリー」について荒川区全体で推進していくことは大事だと思うがこの記載内容では障がいを持っている人に対して一方的に協力しましょうと言っているように感じる。周りの人に協力してもらうことで場合によっては心理的な負担を感じている当事者もいると思う。よって、当事者が心理的な負担を感じなくて済むような表現を検討してもらいたい。

<会長>

- ・基本理念の中で表現するには難しい内容である。普段の生活の中で障がいを持っている人に対して周囲の人はどうしても「気づき」を欠落してしまう傾向にある。これは物理的な整備だけでは限界があり、ここに本来の「心のバリアフリー」を推進していく意味があると思われる。
基本理念については「移動」という、ただ通行できれば良いという言葉だけでは問題があり、基本方針の個別メニューの中で具体的なものを示していきながら全体像として区民一人一人が荒川というまちの中に「やさしいまち」をどう具現化するか、その中で人とのつながりをバネにしていこうといった意味がある。ただ、この表現でそこまで読み取ることができるかという問題もある。

<事務局>

- ・基本理念については言葉にすると非常に長くなってしまいうため基本方針の中で具体的な記載をしている。ただ、文章だけでは分かりにくいイメージ図を入れ表現を補っている。荒川区においては密集市街地の問題もあり物理的な整備には限界がある。その中で「心のバリアフリー」を根底にそれぞれの立場からの「人とのつながり」をイメージ図を含めて表現している。

<会長>

- ・基本理念については、具体化してしまうと対象が限定されてしまい、簡略化してしまうと委員からの指摘があったように全体像が見えにくくなってしまいうという問題がある。よって、まだまだ表現については工夫の余地があるように思える。なお、パブリックコメントは現在の表現をベースに行い、区民の意見を取り入れた形で第3回の協議会に提示させていただきたい。

<会長>

- ・前回の協議会において、重点整備地区については設定の考え方を再度見直し、重点整備地区の候補として「あらかわ遊園」周辺も検討してほしいという意見があった。事務局としては生活関連施設の位置づけを住民を中心とした日常的な活動を支援する施設という考えのもと地区の再評価をしたところ当初設定した4地区で考えていくこととした。

<委員>

- ・熊野前駅周辺地区のエリアどりの考え方について「東京女子医科大学東医療センター」がエリアから外れているので取り込んで欲しい。

<事務局>

- ・町丁目界を基本としてエリアどりを検討したため外れてしまった。

<会長>

- ・「宮ノ前」の駅もエリアから外れているため両方を取り込むような形でエリアを拡大してもらいたい。

<委員>

- ・データの中で都電の利用者数が10年で1割程度減少しているが、確か10年ほど前に都電停留所の段差解消がされたように記憶しているが、減少した理由がわかれば教えてほしい。

<事務局>

- ・事務局で調査させていただきたい。

<委員>

- ・一般的にバリアフリー化が進めば利用は増えるように思うと考えていた。コミュニティバスの利用は増えているし、一般的にバリアフリー化すれば利用が増えるとかんがえていたのだが。

<事務局>

- ・事務局で調査させてもらう。

<委員>

- ・町丁目別の高齢者・障がい者率を見ると都電の駅周辺の割合が高いように感じる。実際に都営住宅が多く、今後、都電の「小台駅～梶原駅（北区）」にかけての整備も行っていくことなので重点整備地区以外ではあるが表現の中で都電沿線のバリアフリー化を区・都として推進していく等の記載ができないか。

<事務局>

- ・今回の重点整備地区の設定において、荒川区では都電が生活に関連する施設だということで、都電利用についてあえて評価項目に加えている。
- ・素案のP31の基本方針4の中で都電については荒川らしさの視点で記載している。

<会長>

- ・基本方針5の中で重点整備地区以外もバリアフリー化を促進するという荒川区全体に対する考え方を示している。区の方針として都電について個別の記載をするよりも来年度以降、重点整備地区について、個別の施策を検討する中で都電を含めた様々なメニューが出たときに荒川区全体に広げられるようにしていけばよいのではないか。

<委員>

- ・「心のバリアフリー」についてどのように推進していくのか。また、個別のメニューについてはどのようなものを考えているのか。

<事務局>

- ・基本方針1に挙げているように優先順位は1番に考えている。また、P45にどのように取り組むのかメニューだしをしている。ただ、これですべてが挙げられているわけではないので、これからも考えながら「心のバリアフリー」を推進していきたい。

<会長>

- ・平成22年度以降、地区別構想を策定していく中で地区の方に参加していただきながら具体的にどのような取り組みができるのか検討していくことになると思う。ただ、取り組みの検討にとどまらず、区としてきちんとした対応が行えることも重要と考える。たとえば、現在、荒川区の取り組みで災害要援護者避難援助体制「おんぶ作戦」というものを実施していることが区HPに掲載されているようだが、かなり階層が深いレベルにあることや、区に実施状況を問い合わせても担当課が不明だったりしている状況で、良い取り組みであると思うが、区がきちんと対応できていないことは残念に思った。
- ・「心のバリアフリー」は単に仕組みをつくるだけでなく、そういったものを区民と一緒に作りあげていくことが重要ではないか。バリアフリー対策はいろいろな部局の方が入り込んでいかないとできないものなので、p45に「区民や区職員の高齢者・障がい者等に対する理解促進」とあるが、そういったところから「心のバリアフリー」に対する意識の『築き』を行っていかないとバリアフリーが進まないのではないか。全体的な基本構想の中では、基本

理念・方針といった枠組みを決めるが、次年度の具体・個別のところでは、どこが問題なのか、どうすれば区民生活を改善できるのか、といったところで、いろいろなご意見をいただければ良いと思う。

<委員>

- ・ p 2 0 にコミバスの利用者数の推移を掲載しているが、これは年間利用者数か。

<事務局>

- ・ 1日当たりの利用者数である。その旨、追記する。

<委員>

- ・ p 4 5 のメニューが抽象的で具体性が見えない。また、これらに区として対応できる体制になっているのか。
- ・ p 1 4、p 1 5 で、高齢者・障がい者人口が、南千住二丁目地区が顕著に高いが、現在、具体的な措置がなされているのか。また、原因もわかって対応しているのか。

<会長>

- ・ 1つ目は「次のプロセスに事務局としてどのように対応してもらえるのか」ということだと思うが、短期的にすぐできるということではないので、ご意見としてうかがって、ご検討いただければと思います。
- ・ 2つ目の、既に高齢者・障がい者の割合の高い地区について、具体的な施策を講じているのか、ということについていかがでしょうか。

<事務局>

- ・ この計画を作るにあたって、これだけ多くの団体をお相手にして、一気に協議会の中でできるのかという懸念もあった。会議を開催する前に、事前にいろいろな形で接触を持ち進めているが、今後も、協議会という会議体はもちろんだが、これ以外に別に、それぞれの団体と接触を持ち意見を取り入れていきたいと考えている。
- ・ 現在、南千住二丁目について、特段の対応を進めている状況ではないが、今後、地区別基本構想の検討を通じて、具体的な対応を考えていきたい。

<委員>

- ・ 荒川区が「環境交通大賞優秀賞」を受賞したと聞いているが、どういった経緯で受賞に至ったのか、また、バリアフリーとの関係はどうなるのか。

<事務局>

- ・ E S T モデル事業については、平成 19 年度から取組んでおり、環境課で実施してきた。国交省の環境モデル都市の一つとして区が選ばれ実施をしてきた。今回受賞した経緯については、エコドライブ、モビリティマネジメント、カーシェアリングなど、皆さんに参加していただきながら環境施策に対応して低炭素型社会を作っていくという流れが評価されたと聞いている。今回のバリアフリーとは別の事業ではあるが、まず汐入地区で実施し、それを全区的に広げていくという取り組みを進めている。

<会長>

- ・ 元々、E S T 事業は、環境に対して持続可能な交通をつくるということで、いかに CO2 を排出しないモビリティを確保するか、ということが重要になる。その中で、モビリティマネジメントでは、住民が自動車を使わず積極的に公共交通を利用することにより低炭素型社会をつくるということ、モデル地区で行ったのだと思う。ただ、荒川区の場合には、密集市街地等の問題を抱えており、特に木密地域などでは自家用車が持てない状況にあり、既に公共交通を利用せざるを得ない状況になっていることが考えられる。そういったところでは、モビリティマネジメントを導入しても、公共交通の利用が飛躍的に増えるわけではない。地区としてある程度完成されているところであれば自家用車からの転換はある程度期待できるが、それ以外のところでは、自家用車の転換ということは難しい。それに対しては、地区特性等を考慮して他のプロジェクトをいかに連動させるかが重要となる。そのため、モデル的な取り組みが必ずしも全体に展開できるものではないので、個別の地区のニーズにあったものを、全体のバランスを考慮しながら、いかに提供できるかが重要と考える。これは、バリアフリーと一対一で対応するものではないが、公共交通機関に振り分けるといった時点で、常に交通機関のバリアフリーを念頭においた対応を組み込んでおくことが大前提だと思う。

<会長>

- ・この基本構想でパブリックコメントを行い、区民に開示する手続きに入るが、それに向けて少し時間があると思うので、お持ち帰りいただき、表現等、お気づきの点等ありましたら、事務局の方にあげていただきたい。その上で、最終的に区民の方に開示する前段階で、私と事務局とで調整をさせていただき、最終的に確認をしたいと考えているので、そのプロセスについては、ご一任いただきたい。

<各委員>

- ・「異議なし」の声あり。

(2) その他

<委員>

- ・都電の小台と荒川遊園の間が、ずっとインフラ工事を行っているが、いつごろまでかかるのか。

<委員>

- ・手元に資料がないので、後ほど、わかる範囲でお知らせしたい。

<委員>

- ・荒川区に区外から来られる聴覚障害の方が多く、アクロス荒川に行く際に、場所がよくわからず、交番に聞いても十分な案内をしてもらえない。交番でも施設を十分に把握してほしい。また、施設の案内についても充実してほしい。

<事務局>

- ・案内サインについては、日々更新を行っているが、今後、バリアフリーの構想の中でも、地区別のサインについても検討・充実していきたい。

・議事終了

・事務局からの連絡事項

次回の協議会は平成 22 年 3 月 18 日（木）午後 2 時より 2 時間程度で開催する。

それまでに、本日までご議論いただいた内容を踏まえ、議会の所管委員会に素案の中間報告を行い、その際の意見を踏まえて資料作成を行いたいと考えている。

また、3 月 1 日から 15 日の間でパブリックコメントを行いたいと考えている。

パブリックコメントの集約については、次回協議会まで時間が無いため、事前送付ができないので、当日配布とさせていただきたい。

また、協議会の議事録についての H P での開示について、協議会の名簿を掲載したいので、個人名が掲載されることをご了解いただきたい。ただし、議事録について、個人の発言が特定されないよう、整理させていただきます。

・会長より閉会の挨拶

以上